

報告第7号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月2日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

やまゆり館健康づくりコーナー内の事故による損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年4月28日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

やまゆり館健康づくりコーナー内の事故による損害賠償額の決定及び和解について

- 1 事故発生日時 令和7年10月30日
午後4時10分頃
- 2 事故発生場所 やまゆり館健康づくりコーナー内
- 3 相 手 方 (住所) [REDACTED]
(氏名) [REDACTED]
- 4 事 故 の 概 要 やまゆり館健康づくりコーナー内にて、相手方がトレーニング機器を使用中、機器内部のストッパーが外れたため、椅子から床に倒れ受傷した。
- 5 示談の内容
 - (1) 過失割合 かすみがうら市 100%
相手方 0%
 - (2) 損害賠償額 かすみがうら市 432,943円

相手方

0円

- (3) 本件示談のほか、かすみがうら市と相手方との間には一切の債権債務関係がないことを確認する。